

# 在留資格

## 1 在留資格とは

在留資格とは、外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことのできる資格のことです。日本に在留する外国人は、入国（上陸）の際に与えられた在留資格の範囲での在留活動が認められており、また、その在留は、在留資格に応じて定められた在留期間に限られます。

在留期間の延長を希望する者については、入国管理局において個別の審査により、許可・不許可が決定されます。

## 2 在留カード・在留管理制度

### 1. 在留カード

上陸許可により中長期在留者となった外国人には「在留カード」が発行されます。在留カードは日本に上陸する空港（成田空港、羽田空港、中部空港および関西空港）で発行されます。その他の空港で上陸した場合には、区役所/市役所に届け出た住所に後日送付されます。

2012年7月8日以前に日本国内での中長期間在留が認められ、「外国人登録証明書」を発行されている場合には、現在の在留期間満了日まで外国人登録証明書が在留カードとみなされますので、切り替える必要はありません。在留期間の更新許可や在留資格の変更許可を受けた際に在留カードが発行されますので、それまで引き続き常に携帯してください。希望者は申請により在留カードに切り替えることもできます。

### 2. 日本での住居地が決まったら

住所が決まってから14日以内に、在留カードを持参して住居地の区役所/市役所で住居地の届出をしてください。正当な理由なく住居地を届け出なかった場合、在留資格が取り消される場合があります。

### 3. 在留カードに登録された事項等に変更があったとき

変更があった内容により、届け出る場所と期限が異なります。

変更内容	手続きする場所	手続き期限
住 所	(転出) これまでの住居地の区役所/市役所 (転入) 新しい住居地の区役所/市役所 ※日本国内の引っ越しの場合は、「転出」と「転入」両方の手続きが必要です。	新しい住居地に移転してから14日以内
氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域	入国管理局または出張所	変更してから14日以内
所属機関*		

\*在留資格が「留学」で、日本国内の高校や専門学校卒業後に本学に入学したり、本学を卒業して他大学の大学院に進学したりする場合には所属機関の変更手続きが必要です。

### 4. 在留カードの再交付申請

紛失・盗難等の事実を知った日から14日以内に入国管理局または出張所に再交付申請をしてください。

#### 5. 在留資格等について証明が必要なとき（住民票）

「住民票」は区役所/市役所に登録してある内容を証明するものです。奨学金の申請時や入国管理局、大学から在留資格等を確認するために提出を求められる場合があります。区役所/市役所で住民票の写しの交付申請ができます。

#### 6. 出国する時

日本から出国するときには、再入国許可を受けている場合（みなし再入国許可を含む）を除き、出国する空港・港で在留カードを返却してください。

詳しくは入国管理局のウェブサイトを参照してください。

<http://www.immi-moj.go.jp/index.html>

#### 《重要》

必要な届出をしなかった場合には20万円以下の罰金に、うその届出をした場合は1年以下の懲役または20万円以下の罰金に処せられることがあります。住居地の届出をしなかったり、うその届出をした場合には、**在留資格が取り消されることがあります**。また、うその届出をして懲役に処せられた場合には**退去強制事由にも該当します**。

### 3 資格外活動（アルバイト）

「留学」の在留資格をもつ学生は、教育または研究活動のために在留しています。したがって「留学」の在留資格では原則として就労活動が認められていません。留学生在がアルバイトを希望する場合は、事前に「資格外活動の許可」を入国管理局から受ける必要があります。

入国管理局から資格外活動が許可されると、1週28時間以内のアルバイトが認められます。大学の長期休業期間中（夏季・冬季・春季）は1日8時間以内のアルバイトが許可されます。ただし、アルバイトは社会道徳に反するものであってはなりません。風俗営業や風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。例えば、バーやキャバレー、パチンコ、麻雀店などは、仕事の内容にかかわらず働くことが禁止されています。

資格外活動許可の審査には約2週間から1ヶ月間かかりますので、資格外活動（アルバイト）を考えている学生はなるべく早く手続きを行ってください（繁忙期には審査期間が1ヶ月以上になる可能性もあります）。

資格外活動の許可を受けずにアルバイトをした場合、また許可された範囲を超えたアルバイトをした場合は不法就労となり、1年以下の懲役もしくは禁固または200万円以下の罰金、またはその懲役もしくは禁固および罰金を併科されます。場合によっては、強制退去の対象ともなりますので注意してください。詳しくは入国管理局のウェブサイトを参照してください。

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>

資格外活動許可の申請手続きは以下の通りです。

- (1) 次の書類を自分の住んでいる地域を管轄する入国管理局に提出します。手数料は必要ありません。
  - ① 資格外活動許可申請書（用紙は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。）  
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>
  - ② パスポート
  - ③ 在留カード（または外国人登録証明書）
  - ④ （アルバイト先が決まっている場合）当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類（例：雇用契約書のコピー）
- (2) 審査の結果、資格外活動が許可されるとパスポートに証印シールが貼付され、在留カードに許可内容が記載されます（在留カードを交付されている場合）。許可を受けたら在留カードまたは証印シールのコピーを1部、所属キャンパス国際センター窓口/学生部別科・日本語研修課程担当まで提出してください。

<注意>

別科・日本語研修課程の学習段階1～3に在籍している場合は、資格外活動許可を申し込む前に、アルバイトをすることが可能かどうかクラス担任の先生とよく相談をしてください。特に学習段階2においては、授業が非常に早く進行するため、予習と復習に多くの時間を割く必要があります。

## 4 在留資格の変更

大学の学部・大学院・別科・日本語研修課程・慶應インターナショナルプログラムに在籍する学生は、原則として在留資格「留学」を取得しなくてはなりません。現在「留学」以外の在留資格を持っていて、変更を予定している方は、自分が住んでいる地域の入国管理局へ行き、在留資格変更の手続きを行ってください。留学生対象の奨学金や宿舍の申し込みをする際、在留資格が「留学」であることが条件になっているものが多くあります。大学入学後、すぐに変更の手続きをしてください。

手続きに必要な書類は、一般的には以下のとおりですが、変わることもありますので、事前に入国管理局または所属キャンパス国際センター窓口/学生部別科・日本語研修課程担当に確認してください。

- ① 在留資格変更許可申請書（用紙は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

\*申請書のうち、「所属機関等作成用」は証明書として発行申込手続きが必要です。

手続きは、1.氏名、2.在留カード番号（または外国人登録証明書番号）を記入し、以下の事務室で手続きをしてください。

身 分	手続きする事務室
学部生・大学院生・ 研究生・科目等履修生	所属キャンパスの学生部・学生課・学事担当
別科生	三田キャンパス学生部別科・日本語研修課程担当
慶應インターナショナルプログラム生	三田キャンパス学生部国際交流支援グループ

- ② パスポート  
③ 在留カード（または外国人登録証明書）  
④ 申請理由書（本人自筆のもの。書式は自由）  
⑤ 入学許可書の写しまたは在学証明書  
⑥ 履修科目証明書  
⑦ 写真（4cm×3cm）：提出日の前日から3か月以内に撮影されたもの。①の申請書に貼付。  
⑧ 手数料 4,000円（収入印紙。印紙は郵便局または入国管理局で購入できます。）

在留資格の変更手続きが終了したら、在留カードまたはパスポート（在留期間3か月以下の場合）のコピーを1部、所属キャンパス国際センター窓口/学生部別科・日本語研修課程担当まで提出してください。

## 5 在留期間の更新

「留学」の在留資格を持つ学生の在留期間は、3か月から4年3か月です。この期間を延長するには、在留期間の満了する日までに、自分の住んでいる地域を管轄する入国管理局に、在留期間の更新を申請しなければなりません。在留期間の更新は、在留期間満了日の3か月前から申請することができます。

在留期間の更新には、現在与えられている在留資格で認められている活動を継続するために、引き続き日本国内に在留する必要があると認められなければなりません。それ以外にも、これまでの在留期間において留学生としての活動範囲を逸脱していなかったか、学費ならびに生活費の負担能力・方法や、生活状況に問題がないか等について審査されます。

在留期間の更新手続きが終了したら、必ず所属キャンパス国際センター窓口/学生部別科・日本語研修課程担当へ在留カードまたはパスポート（在留期間3か月以下の場合）のコピーを1部提出してください。

手続きに必要な主な書類は次のとおりです。ただし、人によって提出する書類が違う場合がありますので、事前に入国管理局に確認してください。

[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_KOSHIN/zairyu\\_koshin10\\_18.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_KOSHIN/zairyu_koshin10_18.html)

- ① 在留期間更新許可申請書（用紙は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>

- \* 申請書のうち、「所属機関等作成用」は証明書としての発行申込手続きが必要です。手続きは、1.氏名、2.外国人登録証明書番号を記入し、以下の事務室で手続きをしてください。

身 分	手続きする事務室
学部生・大学院生・ 研究生・科目等履修生	所属キャンパスの学生部・学生課・学事担当
別科生	三田キャンパス学生部別科・日本語研修課程担当

- ② 在学証明書

- ③ 履修登録証明書と成績証明書（理工学研究科博士課程の学生は不要）

\* 成績証明書に履修中の科目が記載されない場合には、履修科目証明書が必要です。

\* 研究生は証明書の代わりに、研究内容と1週間の研究時間（10時間以上）を書いた指導教授からのレターを提出。書式自由。

- ④ パスポート

- ⑤ 在留カード（または外国人登録証明書）

- ⑥ 写真（4cm×3cm）：提出日の前日から3か月以内に撮影されたもの。①の申請書に貼付。

- ⑦ 手数料 4,000円（収入印紙。印紙は郵便局または入国管理局で購入できます。）

入国管理局は、在留資格「留学」で在留している学生の資格変更、期間更新または資格外活動の申請に係る審査を厳格化しています。審査の厳格化に伴い、在留資格の更新にあたっては上記①～⑥の他に、以下①～③の書類の提出をさらに求められることがあります。

①送金等の事実を証明するもの

②経費支弁状況を証明するもの

③資格外活動（アルバイト）の状況を証明するもの

<注意>

大学において進級や在籍延長が許可されたとしても、必ずしも入国管理局による在留期間の更新が許可されるとは限りません。

## 6 再入国許可

大学の長期休業の期間等を利用して、一時帰国あるいは海外旅行などで一時的に日本を離れる場合は、日本から出国する前に再入国許可を受ける必要があります。

「再入国許可証」を受けずに出国すると、日本へ戻る時に、あらためて査証（ビザ）を申請しなくては入国できなくなります。

### (1) 出国の日から1年以内に再入国する場合（みなし再入国許可）

出国する際、有効なパスポートと在留カード（または外国人登録証明書）を所持し、出国後1年以内に日本に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がありません。出国する際に、必ず「再入国用EDカード」のみなし再入国許可の意思表示欄にチェックを入れ、在留カードを提示してください。

ただし、在留期限が出国の日から1年未満にくる場合には、その在留期限までに再入国してください。

### (2) 出国の日から1年を超えてから再入国する場合

入国管理局で「再入国許可証」を受けてから出国してください。

手続きに必要な書類

- ① 再入国許可申請書（用紙は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-5.html>

- ② パスポート

- ③ 在留カード（または外国人登録証明書）

- ④ 手数料 1回限り 収入印紙代 3,000円

数次 収入印紙代 6,000円 ※「数次」の再入国は、許可されない場合もあります

（印紙は郵便局または入国管理局で購入できます。）

<注意>

- (1) 再入国許可期限内に日本へ戻るようにしてください。

- (2) 学期中に一時日本を離れる場合は、指導教員（クラス担任）・保証人などに出国予定日、帰国予定日などを連絡してください。

## 7 家族の呼び寄せ（家族滞在ビザ）

本国にいる家族が来日する場合には、以下のいずれかの在留資格を取得する必要があります。

- (1) **家族滞在**：あなたの配偶者や子の場合には、「家族滞在」で入国することが可能です。

「家族滞在」では働くことができません。働く時は資格外活動許可が必要です。

本国にいる家族が日本に来る場合は、留学生本人が家族の申請代理人として入国管理局へ行き、家族の「在留資格認定証明書」の交付請求を行ってください。

手続きに必要な書類

- ① 在留資格認定証明書交付申請書（用紙は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。）  
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>
- ② 家族関係を証明するもの（戸籍謄本、結婚証明書、出生証明書、婚姻届受理証明書など）
- ③ 扶養能力を証明するもの（奨学金受給証明書、または銀行の残高証明書）
- ④ 在学証明書
- ⑤ 写真1枚（4 cm×3cm）：①の申請書に貼付。
- ⑥ 在留カード（または外国人登録証明書）またはパスポートの写し
- ⑦ 返信用封筒（宛先明記、簡易書留用切手貼付のこと）

上記のほかにも書類を要求されることがありますので、詳しくは入国管理局にお問い合わせください。

- (2) **短期滞在（親族訪問）**：あなたの親や兄弟の場合には「短期滞在（親族訪問）」で入国することができます。

上記(1)「家族滞在」は、配偶者や子を日本に呼び寄せる場合に限られています。日本との査証免除協定を結んでいない国の両親や兄弟など配偶者・子以外の場合には、親族訪問として、訪問する本人が海外にある日本大使館・領事館でビザ申請をする必要があります。詳しくは、外務省ウェブサイト「ビザ（査証）申請案内」で確認してください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>

日本、特に首都圏での生活は大変お金がかかります。家族を呼び寄せる前に、住居の準備や経済面等について十分検討し、生活の計画をしっかりと立ててください。

子供が生まれたら、14日以内に居住している区役所/市役所へ届ける必要があります。また、出生した日から60日以上在留する場合は、出生した日から30日以内に在留資格取得手続きが必要になります。

## 8 帰国準備のための在留資格「短期滞在」

帰国予定日の直前に在留資格の有効期限が満了する場合、期限満了後も短期間の滞在が許可される在留資格「短期滞在」が認められることがあります。

手続きに必要な書類

- ① 在留資格変更許可申請書（用紙は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。）  
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>
- ② パスポート
- ③ 在留カード（または外国人登録証明書）
- ④ 帰国のための航空券
- ⑤ 卒業/修了証明書または卒業/修了見込証明書
- ⑥ 成績証明書
- ⑦ 手数料 4,000円（収入印紙。印紙は郵便局または入国管理局で購入できます。）

<注意>

「短期滞在」に変更すると、以後その他の在留資格に変更することができませんので注意してください。



## 9 入国管理局および主な出張所

入国管理局ウェブサイト

<http://www.immi-moj.go.jp/>

外国人在留総合インフォメーションセンター

Tel: 0570-013904 または 03-5796-7112

### 東京入国管理局

住所：東京都港区港南5-5-30

交通：① JR品川駅港南口（東口）から都バス「品川埠頭循環」または「東京入国管理局折返し」で「東京入国管理局前」下車

② 東京モノレール「天王洲アイル駅」南口または、りんかい線（埼京線乗入）「天王洲アイル駅」A出口から徒歩15分

Tel： 03-5796-7111（代表）Tel 03-5796-7253（留学審査部門）

### 横浜支局

住所：神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7

交通：JR根岸線「新杉田駅」下車，「61系統」バスで「入国管理局前」下車

Tel： 045-769-1722（留学・研修審査部門）

### 川崎出張所

住所：神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎1階

交通：小田急線「新百合ヶ丘駅」南口から徒歩3分

Tel： 044-965-0012

### さいたま出張所

住所：埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎1階

交通：JR埼京線「与野本町駅」下車，徒歩10分

Tel： 048-851-9671

### 千葉出張所

住所：千葉県千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティーセンター1階

交通：① 千葉新都市モノレール「市役所前駅」下車，徒歩2分

② JR京葉線「千葉みなと駅」下車，徒歩10分

Tel： 043-242-6597